独禁法から考える知的財産権

~公取委知財ガイドライン・公取委2019年実態調査報告書を理解し、 増加する「知財と独禁」民事訴訟の潮流を知る~

10:00~16:10(開場9:30)

豊富な経験を有する独禁法専門弁護士が詳細に解説!

「知財と独禁」をめぐっては、公取委の2016年知財ガイドライン改正、特許庁の2018年必須特許ライセンス交渉手引き、公取委の2019年"知的財産権を対象とする優越的地位濫用"実態調査報告書など、関連する当局の動きが続いています。また、特許侵害訴訟等において「知財と独禁」が争点となるケースが続々と現れています。したがって、「知財と独禁」について基本的な考え方と最近の議論の潮流を理解しておくことが、知財実務家にとってますます重要となっています。

そこで本研修会では、「知財と独禁」をめぐる基本的な視点や関連ガイドラインの概要を整理しながら、公取委事前相談事例など様々な事例を御紹介し、また「知財と独禁」民事訴訟の最近の潮流についても御説明し、ライセンス実務や侵害訴訟実務に活用できる理解を獲得できるよう解説します。

是非この機会に御参加くださいますよう、御案内申し上げます。

日本弁理士会会員の皆様へ

(一財)経済産業調査会は、日本弁理士会の継続研修を行う外部機関として認定されています。 この研修は、日本弁理士会の継続研修として認定を申請中です。 この研修を修了し、所定の申請をすると、5単位が認められる予定です。

講 師: 平山法律事務所 代表弁護士・九州大学法学部准教授(独禁法専攻)・

日本ライセンス協会理事・日本弁護士連合会独禁法改正問題ワーキンググループ委員 平山 賢太郎 氏(元・公取委審査局知的財産タスクフォース)

参加料: 各1名につき(資料代・消費税込)

特別会員	普通会員• 知財会員	特許ニュース・ 経済産業公報 購読者	— 般
10,000円	15,000円	18,000円	23,000円

場所:

CONFERENCE BRANCH 銀座 E会議室 東京都中央区銀座3丁目7-3銀座オーミビル 4階 (東京メトロ銀座線・日比谷線・丸ノ内線銀座駅下車 A12番出口より徒歩約3分)

主 催:一般財団法人 経済産業調査会

〒104-0061 東京都中央区銀座2-8-9 木挽館銀座ビル 電話 03-3535-4881 http://www.chosakai.or.jp/

独禁法から考える知的財産権 プログラム

- 「知財と独禁」の関係
 - ・独禁の観点から知財事案を分析するための基本的視点
- 2 ガイドライン・公取委相談事例集から理解する「知財と独禁」
- (1) 公取委 知的財産ガイドライン
 - ・ガイドラインの基本構造
 - ・行為類型別 ガイドラインのポイント
 - ・具体的事例の検討 ~公取委事前相談事例集を素材として~
- (2) 公取委 共同研究開発ガイドライン
 - ・同業他社との共同研究開発と独禁法
 - オープン・イノベーションと独禁法
 - ・具体的事例の検討 〜公取委2019年実態調査報告書・公取委事前相談事例集を素材として〜
- (3) 特許庁 必須特許ライセンス交渉手引き(2018年)
- 3 民事訴訟 ~「知財と独禁」問題の新たな展開~
 - ・「知財と独禁」民事訴訟の3類型
 - ・民事訴訟・仮処分申立の事案紹介とポイント
- 4 公取委排除措置命令・審査事例のワンポイント解説



申込先

@chosakai info

最新のセミナー情報がご覧になれます



セミナー・刊行物等の情報を発信中。

経済産業調査会 セミナー

検

〒104-0061 東京都中央区銀座 2-8-9 電話 03-3535-4881

E-mail: seminar@chosakai.or.jp

「独禁法から考	「える知的財産権」参加申込書(2019.12.3開催)	
ご所属名・音	祁課名	電話
		FAX
で住所		
参加者 ※メ	メールアドレスは必ず明記ください。	
お名前	E-mail	
お名前 	E-mail	
お名前	E-mail	
備考欄		
中27年	FAX: 03-3535-4884 —	財団法人 経済産業調査会

◎お申込時にいただきました個人情報につきましては、本講座の実施、運営に利用させていただくとともに、新刊書やセミナー・講演会等の各種ご案内など当会の事業活動に限って使用さ せていただくことがあります。また、本講座の講師にお客様の「所属先」、「部署名(役職名)」、「氏名」等をお知らせさせていただきます。本件に関し、不都合がございましたらご連絡ください。 ◎参加をキャンセルされる場合は、研修会開催日の前々日(土日祝祭日は除く)の17:00までに、必ずメールにてご連絡ください。期限内にキャンセルのご連絡がなく、当日、欠席された 場合は、テキストを送付の上、参加料を全額請求させて頂きます。なお、代理出席は可能です。